

文京区立明化小学校改築基本構想検討委員会

最 終 報 告 書

【案】

平成28年6月

文京区立明化小学校改築基本構想検討委員会

目 次

本報告書について	1 p
I はじめに	1 p
1 施設整備の必要性	
2 検討委員会の目的	
II 敷地等の現状	2 p
1 敷地の概要	
2 敷地条件等	
III 施設整備の基本理念	3 p
1 基本構想検討に当たっての考え方	
2 施設整備の基本理念	
(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり	
(2) 健康的で安全な学校づくり	
(3) 地域に開かれた学校づくり	
IV 施設全体の整備方針	5 p
1 校舎の整備方針	
2 整備手法について	
2 3 体育館及びプールの整備方針	
V 必要諸室等についての考え方	6 7p
1 普通教室について	
2 特別教室について	
3 管理諸室について	
4 体育館及びプールについて	
5 運動場について	
6 避難所機能について	
7 明化幼稚園について	
8 その他	
VI 仮校舎等について	10p
1 仮校舎について	
2 仮運動場について	
3 体育館及びプールについて	
4 給食室について	
VII 明化小学校の施設整備に向けて	11p
1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について	
2 基本設計・実施設計に向けて	
3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮	
4 想定スケジュール	

本報告書について

~~平成 26 年 10 月に明化小学校改築基本構想検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置し、平成 27 年 10 月まで明化小学校の施設整備について議論を重ねてきたが、最終的に、全面的に施設を除却して新たな校舎に意匠を残し整備する方法、また、現在の校舎を活用して必要となる施設や諸室を整備する方法など、具体的な整備手法については合意に至らなかった。~~

~~しかし、施設整備に当たっての基本理念や施設全体の整備方針、必要諸室等の考え方については検討委員会として確認することができた。そこで、これらの確認事項について、本報告書に取りまとめることとし、今後、実施する整備に当たっては本報告書の考え方を基本方針として引き継ぐこととする。~~

~~なお、今後については、今回、検討委員会で合意に至らなかった具体的な整備手法の更なる検討を進め、明化小学校の整備に向けた検討を行うことが望まれる。~~

I はじめに

1 施設整備の必要性

明化小学校は、関東大震災後の昭和 5 年に建築された、いわゆる「改築小学校」の校舎と昭和 46 年に増築された校舎、昭和 47 年に建築された体育館・プールにより構成され、周辺は閑静な住宅市街地に囲まれている。

昭和 5 年に建築された校舎は築後 80 年以上が経過しており、他の一連の建物についても、内装、外壁、給排水・電気設備等の施設の老朽化が進んでおり、バリアフリー化及び近年学校教育に求められている多様な学習内容、学習形態への対応などの教育環境に課題があり、施設整備の実施がかねてより懸案となっていた。

また、東日本大震災以後、文部科学省では避難所機能や防災対策の向上などへの対応を求めており、子どもたちの安全確保に加えて、地域の安全に資する公共建築物としての改善が求められていた。

このような状況に鑑み、今回、検討委員会を設置して、施設整備のための基本構想の検討を行った。

2 検討委員会の目的

検討委員会は、施設の老朽化等による明化小学校の施設整備計画に伴い、地域環境、校地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的とする。

II 敷地等の現状

1 敷地の概要

(1) 場 所	文京区千石一丁目 13 番 9 号
(2) 敷地面積	6,849 m ²
(3) 校舎面積	4,654 m ²
(4) 体育館面積	586 m ²
(5) 運動場面積	2,580 m ²

2 敷地条件等

(1) 用途地域	第一種中高層住居専用地域
(2) 防火地域	準防火地域
(3) その他地域地区	第三種高度地区
(4) 法定建ぺい率	可能な建築面積 約 4,118 m ² (60%)
(5) 法定容積率	可能な延べ面積 約 20,592 m ² (300%)
(6) 日影規制	4 時間－2.5 時間 測定面 4 m
(7) その他関連する条例等	

- ・消防法
- ・ハートビル法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・東京都駐車場条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・東京都建築物バリアフリー条例
- ・東京都建築安全条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

- ・東京都文化財保護条例
- ・火災予防条例
- ・文京区景観づくり条例
- ・文京区みどりの保護条例
- ・文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例
- ・文京区福祉環境整備要綱

Ⅲ 施設整備の基本理念

1 基本構想検討にあたっての考え方

明化小学校は、閑静な住宅市街地に囲まれ、明治7年の創設以来、明治初期に日本が目指した「文明開化」から、進んだ文化を取り入れ、新しい日本を築いていく児童を育成するという思想の下、「明化」と名付けられ、学校、保護者、地域が共に力を合わせて築き上げてきた長い歴史と伝統を有する小学校である。

特に、昭和5年に完成した鉄筋コンクリート造の校舎は関東大震災後の東京市の「復興小学校」計画におけるところの「改築小学校」に位置づけられ、震災後の先進的な設計思想のもと建築された校舎である。昭和5年築の校舎のほか、昭和46年に増築された校舎や昭和47年に建築された体育館及びプールから成る学校施設は、施設全体の老朽化が進んでいる。加えて、教室規模や設備等の課題から、新学習指導要領により求められる多様な学習内容、学習形態への対応が難しく、児童を取り巻く教育環境の早急な改善が求められている。

今回の施設整備には、新学習指導要領への対応はもとより、学校施設の地域への開放や避難所機能などへの考慮も求められている。さらに、「文京区教育振興基本計画」の考えも取り入れた学校づくりを行っていかなければならない。

また、体育館及びプールについては、平成7年に実施した耐震診断や平成26年に実施した耐力度調査から安全性が認められるものの、限られた敷地のより有効な活用を図るためには、これらを含めた施設の全面的な検討が不可欠である。ただし、敷地内の樹木については、これまで学校と地域とが心を込め

で見守ってきたものであることを十分に踏まえ、施設整備に際しどうしても支障となる樹木を除き、できる限り存続させることが望ましい。

これらを勘案して、敷地等諸条件の中で、明化小学校の歴史と伝統と校風が反映された、最良となる学校づくりが実現するよう、施設のあり方について検討を進めたものである。

なお、基本構想の検討に当たっては、「文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会報告書」、「文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会報告書」等も参考にした。

2 施設整備の基本理念

(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり

- ① 児童の主体的な活動を支援できるよう各学年段階に応じて、学習・生活のために必要となる空間、学習環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う。
- ② 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング、習熟度別学習、少人数指導による学習等の活動を効果的に行うことができる施設整備を行う。
- ③ 高度情報通信ネットワーク社会において生きる力をはぐくみ、児童の主体的な活動及び自らの意思で学ぶことを支える質の高い教育環境を提供できる施設整備を行う。
- ④ 教育上特別の支援を要する児童に配慮し、適切な指導及び支援を行うことができる施設整備を行う。
- ⑤ 食育の重要性に配慮し、給食環境の充実を図るような施設整備を行う。

(2) 健康的で安全な学校づくり

- ① 児童の学習のための場であるとともに、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設整備を行う。
- ② 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風等に配慮した施設整備を行う。
- ③ 敷地内や建物内及び外部からの見通しに配慮するとともに、防犯及び安全性を重視した施設整備を行う。
- ④ バリアフリー化を推進する施設整備を行う。

- ⑤ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進し、環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材としての活用が可能な施設整備を行う。

(3) 地域に開かれた学校づくり

- ① 地域のコミュニティの核、生涯学習等の基盤として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができる施設整備を行う。
- ② 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、地域の特性に応じた特色ある施設整備を行う。
- ③ 明化小学校の歴史、伝統、校風を保存・継承するような施設整備を行う。
- ④ 学校の地域開放等を行う場合は、児童の学習に支障のないようにし、動線、運営管理の方法等に十分配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 近隣へのプライバシー、騒音等に配慮するとともに、地域の景観形成に貢献する施設整備を行う。
- ⑥ 障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえ、区の防災担当部局と調整の上、避難所機能を備えた施設整備を行う。

IV 施設全体の整備方針

1 校舎の整備方針

明化小学校の敷地は敷地東側の都道 301 号線より側道に入り、幅 5 m ほどの道路を南西側に折れた 60m ほど先に位置し、一行院の北側に面する。現在の校舎は南東に開けたコの字型であり、東西方向に長い逆 L 字の校舎が昭和 5 年築の校舎である。東側に突き出た増築部分が昭和 46 年築の校舎、西側の突き出た部分が昭和 47 年築の体育館及びプールである。また、幼稚園は体育館及びプールの南側に位置する。

新校舎については、諸条件の制約の中で、できうる限り敷地を有効活用すると、北側の道路に面して 20,000 m²程度の建物が建築可能である。

校舎の施設整備については、教室の日照、採光、通風等の教育環境に十分配慮する必要がある。配置については、日影規制やグラウンドの日照などを考慮すると、現行の配置から大きく変えることは困難であり、昭和 5 年築の校舎が建つ敷地北側及び昭和 46 年築の増築校舎のある東側部分を活用し、概ね計画するものとする。

なお、明化幼稚園は同敷地内の西側に建っているが、明化小学校の施設整備に際し、一体的な整備を行うことで、より効果的な敷地の活用が行えると考え、明化小学校と一体での校舎整備を行うものとする。

~~新校舎のデザインについては、現校舎のアーチ天井や正門正面部分の外観意匠を継承することが望ましい。また、現校舎の部材の一部を新校舎に使用出来るかどうか検討していく。~~

~~なお、木の廊下、階段、腰壁など、現校舎同様、木の温もりが感じられる校舎とするよう配慮することが重要である。~~

2 整備手法について

明化小学校の整備にあたっては、昭和5年から、数多くの卒業生や地域の方々に親しまれてきた現校舎の特徴的な意匠と空間性を継承するとともに、これからここで学び過ごす将来の小学生のために、学校施設として最新の教育環境を提供するという2つの視点の両立を重視する。

長年多くの方々に親しまれてきた意匠と空間性の継承については、「復元的改築」によって対応する。「復元的改築」とは、新たに校舎を建設する際に、あらかじめ既存校舎の内装部材の一部を保管し、新校舎の内装材料として活用し、1階昇降口付近とそれに続く廊下やアーチ天井などの内観を部分的にその空間性も含めて再構成するデザインをいう。さらに、校舎北側の道路に面したファサードや車寄せについても、セキュリティ対策を行ったうえで意匠を復元するなど、外観の意匠についても継承するよう配慮する。また、校庭の樹木も歴史の一部として極力保全する。あわせて、新しく整備する校舎部分には、木質材料を使い、木の廊下、階段、腰壁などをトータルにデザインし、校舎全体から木の温もりが感じられるよう整備する。

最新の教育環境については、多様な学習形態に対応できるとともに児童が主体的に活動できるよう、標準的な普通教室となっている8m×8m以上の大きさを確保し、アクティブラーニングや問題解決的な学習などへの対応を意識したものにする。加えて、学校の今日的な課題である特別支援教育に対応できる空間を確保するとともに、小集団活動等にも活用できるよう、廊下などの共有部分についてもゆとりを持った構造として整備する。

3 体育館及びプールの整備方針

今回の施設整備に当たっては、限られた敷地を最も有効に活用して、必要な

諸室を効果的に配置し、施設整備を行う必要がある。そのため、幼稚園との一体的な校舎整備や多様な学習内容、学習形態への対応を考慮し、校舎の規模を拡大する必要があるが、普通教室や特別教室など児童の活動場所を地階に配置することは好ましくない。したがって、体育館及びプール部分の敷地も視野に入れた設計を行い、その中で最良の配置、設計を考えるべきである。

また、現在の体育館は渡り廊下で校舎と接続され、出入り口も限られている。一方、プールは現在、体育館の下にあるため、夏でもボイラーを焚いて使用しなければならない。これらの対応については、大規模改修工事のときに併せて抜本的な見直しを計画的に行うこととしている。

したがって、上記の状況等を勘案して、現在の体育館及びプールは取り壊すこととし、その部分の敷地も合わせて一体とした校舎建設工事を行うものとする。その中に、体育館及びプールも取り入れて、最も使い勝手が良くなるよう配置を工夫し、動線確保や運営管理にも十分配慮した施設整備を行うものとする。

V 必要諸室等についての考え方

基本理念に基づき、小学校として必要な諸室についての検討を行った。これらの諸室についての考え方は、明化小学校の施設整備のあり方の理想像を検討したものであり、建築諸条件や経費等を考慮したものではないが、できうる限り、設計の際に考慮していくものとする。

1 普通教室について

- ①普通教室は、「文京区教育振興基本計画」の考え方を勘案し、少人数指導等による学習に用いる教室を含め、各学年3教室とする。
- ②普通教室は、日照、通風、採光等良好な環境条件を確保するため、位置、方位等に十分留意し、整備することが重要である。
- ③同一学年の普通教室は、多目的室の配置を勘案し、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。
- ④普通教室の大きさは、児童の体格向上への配慮や多様な学習内容、学習形態への対応を考慮して、8m×8m以上とすることが望ましい。
- ⑤普通教室のオープン化は行わないが、間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容、学習形態に対応できるよ

う整備することが重要である。

2 特別教室について

- ①理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピューター教室等の特別教室は、いずれも準備室を整備することが重要である。
- ②理科教室、図画工作教室、家庭教室は、~~学級数を考慮し、~~1.5 教室分の広さ ~~で~~整備することが重要である。
- ③音楽教室は、学級室及び明化小学校の特色である器楽部の活動を考慮し、2 教室分の広さで整備することが重要である。また、近隣地域への影響に配慮し、防音仕様とすることが重要である。
- ④教育上特別の支援を必要とする児童のための教室は、障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に整備することが重要である。
- ⑤学年が一堂に会し活動できるランチルームなどの広い教室を整備することが重要である。
- ⑥教科の特質に応じて適切な大きさの教室を整備することが重要である。
- ⑦和室は、日本の伝統文化や国際文化の理解、交流のために整備することが望ましい。

3 管理諸室について

- ①校長室、職員室、保健室、給食室、会議室等を整備する。
- ②学校、家庭、地域が連携協力する場、PTA 活動の拠点となる場等を整備することが重要である。
- ③校歴室はこれまで引き継がれてきた多くの貴重な資料を適切に保存できる十分なスペースを整備することが重要である。
- ④校長室、職員室等の管理諸室は、屋外運動場、アプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置することが重要である。
- ⑤保健室は、屋内外の運動施設と連絡がよく、児童の出入りに便利な位置に配置することが重要である。
- ⑥教材教具室は、各フロアに1 部屋ずつ配置することが望ましい。

4 体育館及びプールについて

- ①体育館は校舎とのバランスに配慮し、現状より可能な限り大きく整備する

ことが重要である。

- ②プールは、採光、日照等に配慮し、原則、屋上に設置し、屋根は可動式とすることが望ましい。また、夏季以外には運動場として利用できるように整備することが望ましい。
- ③体育館は、アリーナ以外でも観覧できるように整備することが望ましい。

5 運動場について

- ①運動場は、校舎の大きさや配置との兼ね合いもあるが、最低 120mのトラックが取れるよう、現状と同程度の面積を確保することが重要である。
- ②明化幼稚園との一体的な整備に際し、園庭の整備が求められるが、児童と園児との接触などの危険を避けるため、校庭と園庭は分けて整備することが重要である。なお、園庭面積についても、現状と同程度確保することが重要である。
- ③体育館の地域開放を視野に入れ、学校側と地域側との入口を別にするなど、動線、運営管理等に配慮した整備とすることが望ましい。
- ④運動場のトラックは、児童の体力を考慮し、各学年が安全に使用できるように整備することが重要である。
- ⑤運動場には体育倉庫を整備することが重要である。

6 避難所機能について

- ①防災用備蓄倉庫は重要であり、校舎内に整備した場合も、外部から直接荷物を搬出入できることが望ましい。
- ②障害者、高齢者等の要配慮者の利用を踏まえ、トイレ等を整備することが重要である。
- ③災害時に便器が使用できなくなることも考慮し、マンホールトイレの整備など、複数の対策を組み合わせ、必要な数のトイレを確保することが重要である。

7 明化幼稚園について

- ①限られた敷地の有効活用等を考慮すると、明化幼稚園を一体的に整備することが重要である。
- ②明化幼稚園と明化小学校を同一の校舎で計画する場合、明化幼稚園部分は

1、2階までの低層階に集約し、児童と園児との接触などの危険を避けるため、入口は小学校とは別にするほか、校舎内の動線、運営管理等に配慮した整備とすることが望ましい。

- ③プールは、採光、日照等に配慮し、原則、屋上に設置することが望ましい。
- ④区立幼稚園の認定こども園化にあたっては、区内の地域バランスを考慮の上、給食を提供するための施設の整備が必要となることから、校舎の改築・改修にあわせ、整備することが適当であり、明化幼稚園についてもこの方向で、今後検討していく。

8 その他

- ①太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギー化に配慮して整備することが重要である。
- ②社会教育施設としても活用するため、学校の安全対策に支障が生じないよう利用者の動線や施設利用の運営方法について配慮して整備することが重要である。
- ③正門は現在と同様に北側とし、児童は正門を使用することとする。明化幼稚園や体育館等の施設開放時の入口は別に設け、学校の安全性に配慮して整備することが重要である。
- ④運動場内のクスノキは明化小学校のイメージキャラクターのデザインにもなっているシンボルツリーであり、残すよう配慮することが重要である。
- ⑤区政の課題である子育て支援施設を充実させる必要が生じており、区長部局と協議の上、育成室の整備も検討していく。

VI 仮校舎等について

1 仮校舎について

新校舎建設中は、旧校舎を取り壊すため、仮校舎が必要になる。仮校舎については、自校方式と他所に確保する2通りの方法があるが、他所に適地を確保することは極めて難しい状況にある。

したがって、現在の敷地を有効活用して、仮校舎を敷地内に建設する自校方式を採らざるを得ない。

その場合、運動場内に仮校舎を建設することが、現在考えられるもっとも現

実的な方法である。

その際、仮校舎については、工事期間中も、児童の教育環境が確保できるように最大限に配慮するものとする。

2 仮運動場について

運動場に仮校舎を建設すると、運動場は使用できなくなるので、工事期間中は、運動場の代替地として、近隣小中学校等の運動場を使用することができるように今後協議する。

また、工事期間中の運動の場として、安全には十分に配慮した上で、現在の校舎の屋上等を活用するなど、児童の遊び場の確保に努めるものとする。

3 体育館及びプールについて

既存の体育館及びプールは、工事手法、工程等を工夫し、新しい体育館及びプールが使用できるようになるまで使用する。

4 給食室について

給食室は、工事期間中も学校給食を実施できるよう、仮校舎に整備する。

VII 明化小学校の施設整備に向けて

1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、業者から設計方法の提案を受けて審査を実施し、総合的に判断して業者を選定する方式である。選定のために一定の期間はかかるが、この方式を採用することによって、経費だけで選定するよりも、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができることから、設計契約に当たっては、プロポーザル方式を採用することとする。

2 基本設計・実施設計に向けて

基本設計・実施設計に際しては、本報告書の施設整備の基本理念、施設全体の整備方針、必要諸室等についての考え方を踏まえた設計を行うように、設計者を選定し、指示していくものとする。

3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮

工事期間中は、安全面の確保について万全を期するとともに、児童及び周辺地域への負担をできる限り軽減するよう、施設の確保、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。

特に、工事車両が生活道路を通過することによる周辺地域の生活環境への影響を、可能な限り軽減するべく計画することが重要である。

4 想定スケジュール

過去の工事事例等から想定される設計・工事期間は、基本・実施設計が約2年、工事期間（校庭整備含む。）が約3.5年と想定される。